

# 手数料の消費税額表示について

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、胆沢平野土地改良区の手数料の消費税額を表示します。  
(適用税率 10%)

## 事務内容・手数料一覧

( ) は内消費税額

	手数料の事務内容	手数料金額 (円)	備考	
1	組合員が本人の部分について請求する公簿、公文書、図面等の閲覧及びコピー	310 (28)		
2	前項の者が請求する公簿、公文書、図面等の謄抄本及び証明	520 (47)		
3	組合員以外の者が請求する公簿、公文書、図面等の閲覧及びコピー	550 (50)		
4	組合員以外が請求する公簿、公文書、図面等の謄抄本及び証明	1,110 (100)	用紙2枚目から1枚につき110円	
5	賦課金その他公課金に関する証明	310 (28)		
6	農地転用に伴う同意手数料	1,570 (142)	用紙2枚目から1枚につき110円	
7	農地の権利移動に伴う同意手数料	520 (47)	用紙2枚目から1枚につき110円	
8	水路敷等使用許可に伴う調査手数料	2,200 (200)		
9	水路敷等工事施工許可に伴う調査手数料	2,200 (200)		
10	水路敷等払下げ登記手数料	5,500 (500)	印紙税、登録免許税は別	
11	境界確認調査手数料	組合員	3,150 (286)	境界杭は実費 (1本:500円)
		組合員以外	4,400 (400)	
12	境界同意証明手数料	550 (50)		
13	使用料契約変更手数料	1,100 (100)		

※ご不明な点等ございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。